

## 「とも家事」認知度向上デジタルプロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する「とも家事」認知度向上デジタルプロモーション業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

「とも家事」認知度向上デジタルプロモーション業務

### 2 業務の目的

栃木県では、夫婦間の家事時間の差が大きく女性の家事労働負担の偏りがあることから、女性の身体的・心理的負担の解消を図るため、「とも家事（※）」を推進してきた。

しかし、栃木県公式LINEアカウントを通じたアンケート調査によると、「「とも家事」という言葉を聞いたことがある人の割合」は令和7年度時点で40%程度（目標：60%）となっており、認知度の向上が課題となっている。

本業務ではとも家事の普及・定着に向け、デジタルマーケティングの手法を用いて広告を配信し、「とも家事」の認知度向上を図ることを目的とする。

#### ※とも家事の定義

みんなで家事をシェア（「みんな」には、パートナーや家族だけでなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む。）することで、「家事分担」（一方に偏った家事負担の軽減）と「家事時間削減」を目指すもの。

### 3 委託予定期間

契約締結の日から令和9（2027）年2月26日（金曜日）まで

### 4 委託料

3,947,625円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内。

### 5 業務の内容

#### (1) 広告の配信設計及び運用

##### ア ターゲット設定

子育て世代の県民（18～44歳）

※ただし、ブランドリフト調査におけるサンプル数及び有意なデータを担保するため、広告配信システム上のターゲティング設定（年齢・オーディエンスの拡張等）については、甲と協議の上で柔軟に調整できるものとする。

##### イ 配信媒体の設定

効果的な認知拡大が期待でき、かつ(2)に記載するブランドリフト調査の実施適性を考慮し提案すること。

##### ウ 提供可能動画URL

<https://welle.pref.tochigi.lg.jp/tochigi-tomokaji/movie/>

##### エ 配信期間

とも家事の日である令和8（2026）年11月22日の前後2週間程度

#### オ その他設定

動画広告の実施に当たっては、「Call to Action オーバーレイ」や「True View インストリーム広告」等を活用すること。

なお、リンク先は甲と協議の上で決定すること。

#### (2) ブランドリフト調査の実施

##### ア 調査手法の提案

広告接触者と非接触者の差分を計測する方法について、提案媒体に応じた最適な調査設計（サンプル数の担保、配信シミュレーション等）を提案すること。

##### イ 測定項目

とも家事という言葉の普及度

#### (3) 分析報告

広告の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、特性等）等の配信結果について、適時適切に取りまとめ・分析を行い、甲の求めに応じ報告すること。

Google アナリティクス、Google サーチコンソール等を用いて、動画広告の配信前後で県の施策や「とも家事」の認知度、県全体の機運醸成等にどのような変化が見られたかについて、分析・考察した上で報告すること。

ブランドリフト調査について、その概要や考え方を企画提案書に具体的に記載するとともに、これらを基礎資料として、甲乙協議の上で決定することとする。

### 5 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に当該報告書の電子ファイルを保存したメディアを提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

### 6 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

### 7 成果物等

下表に示す成果物等を提出時期までに納入すること。納入場所は栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課女性活躍推進担当とする。

なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定する。

| 成果物                   | 内容                      | 形式    | 提出時期           |
|-----------------------|-------------------------|-------|----------------|
| 実施計画書                 | 企画提案書を基に具体的な内容をまとめた資料   | 電子データ | 契約締結後速やかに      |
| 実績報告書                 | 本業務の実績をまとめた資料           | 電子データ | 委託業務完了後 10 日以内 |
| 効果測定及び報告<br>(分析結果報告書) | 事業の結果分析及び今後の改善提案を含んだ報告書 | 電子データ | 委託業務完了後        |

## 8 その他

### (1) 広告配信時等の留意事項

広告配信等に当たっては、別紙「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目を実施すること。

### (2) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

### (3) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、業務完了報告書等受領し完了検査後の精算払とする。

### (4) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

### (5) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 13（2031）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

### (6) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(別紙)

## デジタルプロモーション等実施時における留意事項

### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

### 2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

### 3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

### 4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージ

ヤー」のコンテナ内で行うこと。

- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

## 5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

## 6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

## 7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

## 8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

## 9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。
- (3) デバイスフィンガープリントなど、端末情報、ブラウザ情報、通信環境などの複数の要素を掛け合わせ、

推定IDを生成する目的でのJavaScriptタグの設置は原則禁止とする。ただし、サイバーセキュリティ対策、不正アクセスの検知、および広告不正クリック対策（アドフラウド対策）を目的としたものはこの限りではない。